

昭和三十八年大蔵省令第二十五号

戦没者等の妻に対する特別給付金支給法第四條第二項の規定により発行する国債の発行交付等に関する省令

国債に関する法律(明治三十九年法律第三十四号)第一条及び戦没者等の妻に対する特別給付金支給法第四條第五項の規定に基づき、特別給付金国庫債券の発行交付等に関する省令を次のように定める。

Table with 2 columns: 規定 (Regulation) and 額面金額 (Face Amount). It lists regulations for special payment government bonds with amounts ranging from 200,000 yen to 100,000,000 yen.

第三条 特別給付金国庫債券、第四回特別給付金国庫債券、第十回特別給付金国庫債券、第十七回特別給付金国庫債券、第二十二回特別給付金国庫債券及び第二十七回特別給付金国庫債券(以下「国債」という。)

第四条 国債は、登録することができない。(償還金の支払)

第五条 国債の償還金は、発行の日から十年間均等償還の方法により毎年四月三十日及び十月三十一日(昭和六十年九月一日を発行日とする国債については毎年二月二十八日及び八月三十一日)に支払うものとする。

第六條 国債の交付価格は、額面金額百円について百円とする。(交付価格)

第七條 財務大臣は、厚生労働大臣から国債の発行の請求を受けたときは、受取人の住所を管轄する財務局長(当該住所が、福岡財務支局の管轄区域(財務事務所管轄区域を除く。))内であるときは福岡財務支局長とし、財務事務所管轄区域内であるときは当該財務事務所長とし、小樽出張所又は北見出張所の管轄区域内であるときは当該出張所長とし、沖繩総合事務局長の管轄区域内であるときは沖繩総合事務局長とし、外国であるときは関東財務局長とする。)をして第一号書式による交付通知書を当該受取人に交付させるものとする。

第八條 国債は、交付通知書に指定された日本銀行の本店、支店又は代理店において、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法施行規則(昭和三十八年厚生省令第十三号。次条第二項において「施行規則」という。)第三條第一項の規定による戦没者等の妻に対する特別給付金裁定通知書(次項において「裁定通知書」という。)

第九條 法第三條第一項、第二項、第三項、第四項、第五項又は第六項の規定による特別給付金を請求しようとする者は、国債の交付及びその償還金の支払の際照合の用に供するための氏名及び住所並びに当該国債の償還金支払場所として指定する日本銀行の本店、支店、代理店又は国債代理店(以下「指定日本銀行等」という。))を届け出なければならない。

第十條 国債の償還金は、指定日本銀行等において、支払を請求する者が受取人本人であることを示す書類の提示を求めた上、賦札と引換えに支払うものとする。

第十一條 国債の受取人の死亡、氏名の変更その他の理由により国債に記載された氏名を変更し

ようとするときは、その相続人又は受取人は、第五号書式による記名変更請求書に戸籍謄本、戸籍抄本又は相続その他の事実を証明する書類及び当該国債を添えて、変更を請求する者が相続人又は受取人本人であることを示す書類を呈示の上、指定日本銀行等に提出しなければならない。

第十二條 国債の受取人の死亡、氏名の変更その他の理由により国債に記載された氏名を変更し

ようとするときは、その相続人又は受取人は、第五号書式による記名変更請求書に戸籍謄本、戸籍抄本又は相続その他の事実を証明する書類及び当該国債を添えて、変更を請求する者が相続人又は受取人本人であることを示す書類を呈示の上、指定日本銀行等に提出しなければならない。

第十三條 国債の受取人の死亡、氏名の変更その他の理由により国債に記載された氏名を変更し

ようとするときは、その相続人又は受取人は、第五号書式による記名変更請求書に戸籍謄本、戸籍抄本又は相続その他の事実を証明する書類及び当該国債を添えて、変更を請求する者が相続人又は受取人本人であることを示す書類を呈示の上、指定日本銀行等に提出しなければならない。

第十四條 国債の受取人の死亡、氏名の変更その他の理由により国債に記載された氏名を変更し

ようとするときは、その相続人又は受取人は、第五号書式による記名変更請求書に戸籍謄本、戸籍抄本又は相続その他の事実を証明する書類及び当該国債を添えて、変更を請求する者が相続人又は受取人本人であることを示す書類を呈示の上、指定日本銀行等に提出しなければならない。

第十五條 国債の受取人の死亡、氏名の変更その他の理由により国債に記載された氏名を変更し

ようとするときは、その相続人又は受取人は、第五号書式による記名変更請求書に戸籍謄本、戸籍抄本又は相続その他の事実を証明する書類及び当該国債を添えて、変更を請求する者が相続人又は受取人本人であることを示す書類を呈示の上、指定日本銀行等に提出しなければならない。

第十六條 国債の受取人の死亡、氏名の変更その他の理由により国債に記載された氏名を変更し

ようとするときは、その相続人又は受取人は、第五号書式による記名変更請求書に戸籍謄本、戸籍抄本又は相続その他の事実を証明する書類及び当該国債を添えて、変更を請求する者が相続人又は受取人本人であることを示す書類を呈示の上、指定日本銀行等に提出しなければならない。

第十七條 国債の受取人の死亡、氏名の変更その他の理由により国債に記載された氏名を変更し

ようとするときは、その相続人又は受取人は、第五号書式による記名変更請求書に戸籍謄本、戸籍抄本又は相続その他の事実を証明する書類及び当該国債を添えて、変更を請求する者が相続人又は受取人本人であることを示す書類を呈示の上、指定日本銀行等に提出しなければならない。

附則 (昭和五十八年五月四日大蔵省令第二十七号) この省令は、公布の日から施行し、昭和五十八年四月一日から適用する。

附則 (昭和五十七年二月二〇日大蔵省令第六四号) この省令は、昭和五十八年一月一日から施行する。

附則 (昭和五十六年三月二〇日大蔵省令第三号) この省令は、昭和五十六年四月一日から施行する。

附則 (昭和五十四年一月一日から施行し、改正後の大蔵省組織規程別表第十表東京国税局の部淀橋税務署の項の規定は、昭和五十三年七月一日から、同部藤沢税務署の項の規定及び厚木税務署の項の規定は、同年十一月一日から、同表仙台国税局の部の規定中將軍野青山町、將軍野桂町、將軍野堰越、將軍野向山に係る部分、寺内鳥屋場に係る部分及び港北新町、港北松野町に係る部分は、同年四月一日から、飯島松根西町、飯島松根東町、飯島長野本町、飯島長野中町、飯島緑丘町、飯島美砂町、飯島文京町に係る部分は、昭和五十五年五月一日から、同表熊本国税局の部の規定は、昭和五十三年十月一日から適用する。

附則 (昭和四十八年七月二四日大蔵省令第四〇号) 抄

附則 (昭和四十七年五月一三日大蔵省令第四一號) この省令は、昭和四十七年五月十五日から施行する。

<p>この省令は、公布の日から施行する。</p> <p><b>附 則</b>（昭和五十九年九月二一日大蔵省令第三六号）</p> <p>この省令は、昭和五十九年十月一日から施行する。</p> <p><b>附 則</b>（昭和六〇年八月二一日大蔵省令第四七号）</p> <p>この省令は、公布の日から施行する。</p> <p><b>附 則</b>（昭和六二年三月三一日大蔵省令第一五号）</p> <p>この省令は、昭和六十二年四月一日から施行する。</p> <p>1 この省令は、昭和六十二年四月一日から施行する。</p> <p>2 改正前の書式による用紙は、当分の間、使用することができる。</p> <p><b>附 則</b>（平成元年一月二〇日大蔵省令第二号）</p> <p>この省令は、平成元年二月一日から施行する。</p> <p><b>附 則</b>（平成元年四月六日大蔵省令第四三号）</p> <p>この省令は、公布の日から施行する。</p> <p><b>附 則</b>（平成五年五月一九日大蔵省令第五五号）</p> <p>1 この省令は、公布の日から施行し、平成五年四月一日から適用する。</p> <p>2 改正前の書式による用紙は、当分の間、使用することができる。</p> <p><b>附 則</b>（平成二二年三月二四日大蔵省令第一七号）</p> <p>この省令は、平成十二年四月一日から施行する。</p> <p><b>附 則</b>（平成二二年八月二一日大蔵省令第六九号）抄</p> <p>1 この省令は、平成十三年一月六日から施行する。</p> <p>2 この省令の施行の際、現に存するこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。</p> <p><b>附 則</b>（平成一五年三月二八日財務省令第一八号）</p> <p>この省令は、平成十五年四月一日から施行する。</p> <p><b>附 則</b>（平成一五年三月三一日財務省令第四九号）</p> <p>この省令は、平成十五年四月一日から施行する。</p> <p><b>附 則</b>（平成一九年九月二八日財務省令第五七号）抄</p>	<p>（施行期日）</p> <p><b>第一条</b> この省令は、平成十九年十月一日から施行する。</p> <p><b>附 則</b>（平成二五年六月二一日財務省令第四二号）</p> <p>この省令は、公布の日から施行し、平成二十五年四月一日から適用する。</p> <p><b>附 則</b>（令和元年五月七日財務省令第一号）抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この省令は、公布の日から施行する。</p> <p>（経過措置）</p> <p>2 この省令の施行の際、現に存する改正前の様式又は書式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。</p> <p><b>附 則</b>（令和元年六月二六日財務省令第一〇号）</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。</p> <p>（経過措置）</p> <p>2 この省令の施行の際、現に存する改正前の様式又は書式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。</p> <p><b>附 則</b>（令和二年二月二五日財務省令第八九号）抄</p> <p>（施行期日）</p> <p><b>第一条</b> この省令は、公布の日から施行する。ただし、第一条の改正規定、第六条から第十二条までの改正規定、第十三条中国債の発行等に関する省令第四条第七項の改正規定及び第十四条の改正規定は、令和三年四月一日から施行する。</p> <p>（経過措置）</p> <p><b>第二条</b> 前条ただし書に規定する規定の施行の際、現に発行されている国債（国債証券（次項に定めるものを除く。）又は登録国債に限る。）の手續については、なお従前の例による。</p> <p>2 前条ただし書に規定する規定の施行の際、既に発行が開始されている次の各号に掲げる名称の国債の手續については、なお従前の例による。</p> <p>三 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法第四条第二項の規定により発行する国債の発行交付等に関する省令第一条の特別給付金国庫債券、第四回特別給付金国庫債券、第十回特</p>	<p>別給付金国庫債券、第十七回特別給付金国庫債券、第二十二回特別給付金国庫債券及び第二十七回特別給付金国庫債券</p> <p>4 この省令（前条ただし書に掲げる規定については、当該規定）の施行の際、現に存する改正前の様式又は書式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。</p> <p><b>第1号書式</b>〔第7条〕</p> <p>（略）</p> <p><b>第2号書式</b>〔第9条〕</p> <p>（略）</p> <p><b>第3号書式</b>〔第9条〕</p> <p>（略）</p> <p><b>第4号書式</b>〔第9条〕</p> <p>（略）</p> <p><b>第5号書式</b>〔第11条〕</p> <p>（略）</p>
---	---	--